

令和5年第11回（通算785回）中山町農業委員会会議録
令和5年12月27日午後1時30分、中山町役場大会議室において令和5
年第11回（通算785回）中山町農業委員会総会を招集する。

○出席した委員

- | | | |
|---------|---------|----------|
| 1) 東海林一 | 2) 武田修 | 3) 高橋富貴子 |
| 4) 庄司正 | 5) 横山昭義 | 6) 折笠満 |
| 7) 志田紀子 | 8) 小松茂夫 | 9) 石沢伸悦 |

●会議の事件は次のとおり

- 議第39号 農地法第3条の規定による許可申請について
議第40号 令和5年農地利用集積計画に係る中山町長からの諮問に
ついて
議第41号 令和5年農地利用集積計画に係る中山町長からの諮問に
ついて
議第42号 令和5年農地利用集積計画に係る中山町長からの諮問に
ついて
議第43号 令和5年農地利用集積計画に係る中山町長からの諮問に
ついて
議第44号 令和5年農地利用集積計画に係る中山町長からの諮問に
ついて
議第45号 令和5年農地利用集積計画に係る中山町長からの諮問に
ついて

議 長 本日は9名が出席しており、定足数に達しておりますので、これ
より令和5年第11回通算785回中山町農業委員会総会を開会
いたします。ただちに、本日の会議を開きます。

議 長 議事録署名委員の指名を行います。議事録署名委員は、本会会議
規則第13条第2項の規定により、議長において7番志田紀子委
員、8番小松茂夫委員を指名いたします。

議 長 議第39号農地法3条の規定による許可申請について、審議に
入ります。本件について、庄司正農地常任委員長より事前審議の内
容について報告を求めます。

4番委員 12月19日、中山町役場大会議室において農地常任委員会を

開催し、事前審議を行いました。申請内容は、農地の賃借権設定の許可申請でございます。農地常任委員会では慎重審議した結果、妥当と認めることといたしました。なお、この案件の内容について、事務局から詳しく説明していただきますので、本総会において、なお一層の審議をよろしく申し上げます。

大江主任 ●●●●及び●●●●外2件に係る賃借権設定の計画について説明した。

議 長 ただ今の報告について、これより質疑に入ります。何かございませんか。

議 長 これで質疑を終結いたします。

議 長 議第39号農地法3条の規定による許可申請について、原案のとおり可決することに賛成する方は、挙手を願います。

—— 全委員挙手 ——

議 長 異議ないものと認め、議第39号農地法3条の規定による許可について、原案のとおり可決いたします。

議 長 議第40号令和5年農地利用集積計画に係る中山町長からの諮問について、審議に入ります。本件について、庄司正農地常任委員長より事前審議の内容について報告を求めます。

4番委員 本案件は、利用集積計画の所有権移転にかかる、中山町長からの諮問でございます。農地常任委員会では、慎重審議した結果、妥当と認めることといたしました。なお、この案件の内容について、事務局から詳しく説明させますので、本総会において、なお一層の審議をよろしく申し上げます。

大江主任 ●●●●及び●●●●に係る所有権移転の計画について説明した。

議 長 ただ今の報告について、これより質疑に入ります。何かございませんか。

議 長 これで質疑を終結いたします。

議 長 議第40号令和5年農地利用集積計画に係る中山町長からの諮問について、原案のとおり可決することに賛成する方は、挙手を願います。

—— 全委員挙手 ——

議 長 異議ないものと認め、議第40号令和5年農地利用集積計画に

係る中山町長からの諮問について、原案のとおり可決いたします。

議 長 議第41号令和5年農地利用集積計画に係る中山町長からの諮問について、審議に入ります。本件について、庄司正農地常任委員長より事前審議の内容について報告を求めます。

4番委員 本案件は、利用集積計画の賃借権設定にかかる、中山町長からの諮問でございます。農地常任委員会では、慎重審議した結果、妥当と認めることといたしました。なお、この案件の内容について、事務局から詳しく説明させますので、本総会において、なお一層の審議をよろしく願います。

大江主任 ●●●●及び●●●●外13件に係る賃借権設定の計画について説明した。

議 長 ただ今の報告について、これより質疑に入ります。何かございませんか。

議 長 これで質疑を終結いたします。

議 長 議第41号令和5年農地利用集積計画に係る中山町長からの諮問について、原案のとおり可決することに賛成する方は、挙手を願います。

—— 全委員挙手 ——

議 長 異議ないものと認め、議第41号令和5年農地利用集積計画に係る中山町長からの諮問について、原案のとおり可決いたします。

議 長 議第42号に入る前に一言申し上げます。議第42号につきましては、3番高橋富貴子委員は農業委員会等に関する法律の議事参与の制限に該当し、この議事に参与することができませんので、一時退席を求めます。休憩します。

————— 高橋富貴子委員退席 —————

議 長 再開します。議第42号令和5年農用地利用集積計画に係る中山町長からの諮問について、審議に入ります。本件について、庄司正農地常任委員長より事前審議の内容について報告を求めます。

4 番委員 本案件は、利用集積計画の賃借権設定にかかるものですが、関与する農業委員が議事に参与できない案件でございます。農地常任委員会では慎重審議した結果、許可することといたしました。なお、この案件の内容について、事務局から詳しく説明させますので、今総会において、なお一層の審議をよろしくお願いします。

大江主任 ●●●●及び●●●●に係る賃借権設定の計画について説明した。

議 長 ただ今の報告について、これより質疑に入ります。何かございませんか。

議 長 これで質疑を終結いたします。

議 長 議第42号令和5年農用地利用集積計画に係る中山町長からの諮問について、原案のとおり可決することに賛成する方は、挙手を願います。

—— 全委員挙手 ——

議 長 異議ないものと認め、議第42号令和5年農用地利用集積計画に係る中山町長からの諮問について、原案のとおり可決いたします。休憩します。

————— 高橋富貴子委員着席 —————

議 長 議第43号に入る前に一言申し上げます。議第43号につきましては、4番庄司正委員は農業委員会等に関する法律の議事参与の制限に該当し、この議事に参与することができませんので、一時退席を求めます。休憩します。

————— 庄司正委員退席 —————

議 長 再開します。議第43号令和5年農用地利用集積計画に係る中山町長からの諮問について、審議に入ります。本件について、小松茂夫農地常任副委員長より事前審議の内容について報告を求めます。

8 番委員 本案件は、利用集積計画の賃借権設定にかかるものですが、関与する農業委員が議事に参与できない案件でございます。農地常任委員会では慎重審議した結果、許可することといたしました。なお、

この案件の内容について、事務局から詳しく説明させますので、今総会において、なお一層の審議をよろしくお願いします。

大江主任 ●●●●及び●●●●外1件に係る賃借権設定の計画について説明した。

議 長 ただ今の報告について、これより質疑に入ります。何かございませんか。

議 長 これで質疑を終結いたします。

議 長 議第43号令和5年農用地利用集積計画に係る中山町長からの諮問について、原案のとおり可決することに賛成する方は、挙手を願います。

—— 全委員挙手 ——

議 長 異議ないものと認め、議第43号令和5年農用地利用集積計画に係る中山町長からの諮問について、原案のとおり可決いたします。休憩します。

————— 庄司正委員着席 —————

議 長 議第44号令和5年農地利用集積計画に係る中山町長からの諮問について、審議に入ります。本件について、庄司正農地常任委員長より事前審議の内容について報告を求めます。

4番委員 本案件は、利用集積計画の賃借権設定にかかる、中山町長からの諮問でございます。農地常任委員会では、慎重審議した結果、妥当と認めることといたしました。なお、この案件の内容について、事務局から詳しく説明させますので、本総会において、なお一層の審議をよろしくお願いします。

大江主任 ●●●●及び●●●●外17件に係る賃借権設定の計画について説明した。

議 長 ただ今の報告について、これより質疑に入ります。何かございませんか。

議 長 これで質疑を終結いたします。

議 長 議第44号令和5年農地利用集積計画に係る中山町長からの諮問について、原案のとおり可決することに賛成する方は、挙手を願います。

—— 全委員挙手 ——

議 長 異議ないものと認め、議第44号令和5年農地利用集積計画に係る中山町長からの諮問について、原案のとおり可決いたします。

議 長 議第45号に入る前に一言申し上げます。議第45号につきましては、4番庄司正委員は農業委員会等に関する法律の議事参与の制限に該当し、この議事に参与することができませんので、一時退席を求めます。休憩します。

————— 庄司正委員退席 —————

議 長 再開します。議第45号令和5年農用地利用集積計画に係る中山町長からの諮問について、審議に入ります。本件について、小松茂夫農地常任副委員長より事前審議の内容について報告を求めます。

8番委員 本案件は、利用集積計画の賃借権設定にかかるものですが、関与する農業委員が議事に参与できない案件でございます。農地常任委員会では慎重審議した結果、許可することといたしました。なお、この案件の内容について、事務局から詳しく説明させますので、今総会において、なお一層の審議をよろしくお願いします。

大江主任 ●●●●及び●●●●外4件に係る賃借権設定の計画について説明した。

議 長 ただ今の報告について、これより質疑に入ります。何かございませんか。

議 長 これで質疑を終結いたします。

議 長 議第45号令和5年農用地利用集積計画に係る中山町長からの諮問について、原案のとおり可決することに賛成する方は、挙手を願います。

————— 全委員挙手 —————

議 長 異議ないものと認め、議第45号令和5年農用地利用集積計画に係る中山町長からの諮問について、原案のとおり可決いたします。休憩します。

————— 庄司正委員着席 —————

議 長

以上で本日の全会議の審議を終了しましたので、本会議を閉会します。

議決した事件は次のとおり

- 議第 3 9 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について
- 議第 4 0 号 令和 5 年農地利用集積計画に係る中山町長からの諮問について
- 議第 4 1 号 令和 5 年農地利用集積計画に係る中山町長からの諮問について
- 議第 4 2 号 令和 5 年農地利用集積計画に係る中山町長からの諮問について
- 議第 4 3 号 令和 5 年農地利用集積計画に係る中山町長からの諮問について
- 議第 4 4 号 令和 5 年農地利用集積計画に係る中山町長からの諮問について
- 議第 4 5 号 令和 5 年農地利用集積計画に係る中山町長からの諮問について

以上、会議の経過を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名押印する。

令和 年 月 日

議 長

議事録署名委員

議事録署名委員